

除染関係ガイドライン

平成23年12月 第1版

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が生じており、これによる人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成 23 年 8 月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下、「法」）が議員立法により可決・成立し、公布されました。

法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定された市町村は、長期的な目標として追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下となることをめざし、以下の流れで除染を進めていきます。

- ① 汚染状況を調査測定し、除染等の措置を行う除染実施区域を決定（法 34、36 条関連）
- ② その後、除染実施計画に基づき除染等の措置を実施（法 40 条関連）
- ③ 除染等の措置に伴い生じた除去土壌の収集、運搬及び保管（法 41 条関連）

環境省では、これらの過程を具体的にわかりやすく説明するため、除染関係ガイドラインを策定しました。本ガイドラインは四編に分かれており、「汚染状況重点調査地域内における環境の汚染の状況の調査測定方法のガイドライン」が①、「除染等の措置に係るガイドライン」が②、「除去土壌の収集及び運搬に係るガイドライン」及び「除去土壌の保管に係るガイドライン」が③の過程に対応しています。なお、本ガイドラインは市町村における除染を主に対象としていますが、国による除染についても対象としています¹。

現時点では本ガイドラインで示した方法で除染等を実施することが妥当と考えられますが、今後の知見の蓄積を踏まえ、随時改訂を行っていきます。

¹ 線量が特に高い地域を除く。

除染関係ガイドライン

目 次

用語の定義

第1編

汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン

1. 基本的な考え方	1-3
2. 測定機器と使用方法.....	1-4
(1) 放射性物質による汚染の状況の指標.....	1-4
(2) 測定機器の種類.....	1-4
(3) 測定機器の保守.....	1-5
(4) 測定機器の使用法.....	1-7
3. 除染実施計画の策定区域を決定するための調査測定方法.....	1-9
(1) 基本的な考え方.....	1-9
(2) 区域単位での調査測定方法.....	1-9
(3) 学校や公園等の子どもの生活環境の調査測定方法.....	1-12
(参考資料)	1-13

第2編

除染等の措置に係るガイドライン

I. 基本的な考え方	2-4
1. 本ガイドラインの位置づけ.....	2-4
2. 除染等の措置に当たって重要な点.....	2-6
II. 建物など工作物の除染等の措置.....	2-8
1. 準備	2-8
(1) 作業に伴う公衆の被ばくの低減のための措置.....	2-8
(2) 用具類	2-9

2.	事前測定	2-10
	(1) 測定点の決定	2-10
	(2) 測定の方法	2-12
3.	除染方法	2-17
	(1) 屋根等の除染（主に落葉等の除去、洗浄）	2-18
	(2) 雨樋・側溝等の除染（主に落葉等の除去や洗浄）	2-21
	(3) 外壁の除染（主に洗浄）	2-25
	(4) 庭等の除染（主に草刈り、下草等の除去、土壌により覆うこと、表土の削り取り）	2-28
	(5) 柵・塀、ベンチや遊具等の除染（主に洗浄）	2-31
4.	事後測定と記録	2-34
III.	道路の除染等の措置	2-35
1.	準備	2-35
	(1) 作業に伴う公衆の被ばくの低減のための措置	2-35
	(2) 用具類	2-36
2.	事前測定	2-37
	(1) 測定点の決定	2-37
	(2) 測定の方法	2-38
3.	除染方法	2-41
	(1) 道脇や側溝の除染（草刈り又は汚泥、落葉等の除去、洗浄）	2-43
	(2) 舗装面等の除染（主に洗浄）	2-46
	(3) 未舗装の道路等の除染（主に草刈り、汚泥等の除去、土壌により覆うこと、表土の削り取り）	2-49
4.	事後測定と記録	2-53
IV.	土壌の除染等の措置	2-54
1.	準備	2-54
	(1) 作業に伴う公衆の被ばくの低減のための措置	2-54
	(2) 用具類	2-55
2.	事前測定	2-56
	(1) 測定点の決定	2-56
	(2) 測定の方法	2-60
3.	除染方法	2-63
	(1) 校庭や園庭、公園の土壌の除染（土壌により覆うこと、表土の削り取り）	2-64

(2) 農用地の除染（深耕、土壌により覆うこと、表土の削り取り）	2-69
4. 事後測定と記録	2-72
V. 草木の除染等の措置	2-74
1. 準備	2-74
(1) 作業に伴う公衆の被ばくの低減のための措置	2-74
(2) 用具類	2-75
2. 事前測定	2-75
(1) 測定点の決定	2-76
(2) 測定の方法	2-78
3. 除染方法	2-80
(1) 芝地の除染（草刈り、表土の削り取り）	2-80
(2) 街路樹など生活圏の樹木の除染（主に落葉の除去、樹木の剪定）	2-82
(3) 森林の除染（主に落葉、枝葉等の除去、立木の刈り込み）	2-84
4. 事後測定と記録	2-87
VI. その他	2-89
(1) 河床の堆積物の除染等の措置	2-89
文末脚注	2-90
参考資料	2-93

第3編

除去土壌の収集・運搬に係るガイドライン

1. 基本的な考え方	3-3
2. 除去土壌の収集・運搬のための要件	3-6
(1) 飛散・流出・漏れ出し防止のための要件	3-6
(2) 遮へいのための要件	3-7
(3) その他の要件	3-8
3. 具体的に行う内容	3-9
文末脚注	3-13

第4編

除去土壌の保管に係るガイドライン

1. 基本的な考え方	4-3
(1) 概要	4-3
(2) 施設設計	4-4
(3) 安全管理	4-4
2. 保管のために必要な安全対策と要件.....	4-8
(1) 施設要件	4-9
(2) 管理要件	4-16
3. 施設／管理要件を踏まえた保管方法の具体例.....	4-19
現場保管－①：地上保管.....	4-20
現場保管－②：地下保管.....	4-22
現場保管－③：地上保管.....	4-24
現場保管－④：地下保管.....	4-26
仮置場－①：地上保管.....	4-29
仮置場－②：地上保管.....	4-33
仮置場－③：地下保管.....	4-37
文末脚注	4-41

用語の定義

用語	説明
法	平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号）
土壌等の除染等の措置	事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（法第 2 条第 3 項）
除去土壌	除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌（法第 2 条第 4 項）
除去土壌等	除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物
除染等の措置等	土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分（法第 25 条第 1 項）
除染特別地域	その地域内の事故由来放射性物質による環境汚染が著しいと認められることその他の事情から、国がその地域内の除染等の措置等を行う地域。地域の指定は、環境大臣が行う。（法第 25 条第 1 項）
特別地域内除染実施計画	除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画。環境大臣が策定する。（法第 28 条第 1 項）
汚染状況重点調査地域	その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定することが必要な地域。地域の指定は、環境大臣が行う。（法第 32 条第 1 項）
除染実施計画	汚染状況重点調査地域内の区域であって、法に基づく調査結果等から、事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等の実施に関して定める計画。都道府県知事又は市町村の長が策定する。（法第 36 条第 1 項）
除染実施区域	除染実施計画の対象となる区域（法第 35 条第 1 項）
除染実施者	除染等の措置等の実施者。除染特別地域においては国（環境省）、除染実施区域においては、国、都道府県、市町村等。（法第 30 条第 1 項及び第 38 条第 1 項）